

電力供給に係る仕様書

(事業用排水管用マンホールポンプ)

京都市産業観光局企業誘致推進室
(担当 : 小役丸)

第1 総則

1 趣旨

本仕様書は、事業用排水管用マンホールポンプ（低圧電力）に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) この仕様書において、需要施設とは、当該契約における電力供給場所である、事業用排水管用マンホールポンプをいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者をいい、本市と電力供給契約を締結する、電気事業法第2条第1項第3号に定義される小売電気事業者、又は電気事業法第2条第1項第9号に定義される一般送配電事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための、供給者と需要施設の間の電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持、及び運用する電気事業法第2条第1項第9号に定義される一般送配電事業者のうちで、当該施設を自らの供給区域内とする一般送配電事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 監督員とは、京都市契約事務規則第39条に規定する職員をいい、この契約において京都市産業観光局企業誘致推進室に所属する職員をいう。
- (6) 檢査員とは、京都市契約事務規則第46条に規定する職員をいい、この契約において京都市産業観光局企業誘致推進室産業用地創出課長をいう。

第2 仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は次のとおりとする。ただし、文頭に□や■のある項目については■のものを適用し、□のものは適用しないものとする。

1 需要施設概要

- (1) 対象建物 別添資料－1のとおり
- (2) 需要場所 別添資料－1のとおり
- (3) 業種及び用途 事業用排水管用マンホールポンプ
- (4) 契約種別 低圧電力

2 供給電力の仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、設備容量、蓄熱設備、発熱設備契約受電設備等

ア 電気方式	<u>別添資料－1のとおり</u>
イ 標準電圧	<u>別添資料－1のとおり</u>
ウ 計量電圧	<u>別添資料－1のとおり</u>
エ 標準周波数	<u>別添資料－1のとおり</u>
オ 受電方式	<u>別添資料－1のとおり</u>
カ 設備容量	<u>別添資料－1のとおり</u>
キ 蓄熱設備	<u>別添資料－1のとおり</u>
（ア）蓄熱設備容量	<u>別添資料－1のとおり</u>
（イ）蓄熱専用計量装置の計量電圧	<u>別添資料－1のとおり</u>
ク 発電設備	
（ア）非常用発電設備	<u>別添資料－1のとおり</u>
（イ）常用発電設備	<u>別添資料－1のとおり</u>

(2) 契約種別、予定使用電力量等

ア 契約種別、契約容量等	<u>別添資料－1のとおり</u>
イ 予定使用電力量	<u>別添資料－1のとおり</u>

（令和7年1月1日0時から令和8年3月31日24時まで）

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、または下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については次の各電力使用実績のとおりとする。

ウ 各月の電力使用実績（使用電力量）	<u>別添資料－2のとおり</u>
--------------------	-------------------

(3) 契約期間

令和7年1月1日0時から令和8年3月31日24時まで

(4) 需給地点 別添資料－1のとおり

- 需要場所構内における架空引込線による本市電気設備との接続点（架空引込）
- 需要場所における本市開閉器、断路器または接続装置の接続点（地中引込A）
- 需要場所における関西電力株式会社が施設する計量器または接続装置の接続点（地中引込B）

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は託送者の責任とする。

(7) 檢針日及び計量

ア 各月の検針日は供給者との協議によりあらかじめ定めた日とする。

イ 計量期間は前月検針日の計量時から当月検針日の計量時までとする。

ウ 計量は供給者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。

エ 檢針日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首及び期末の計量及び計量期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(8) 電気料金の算定期間

電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月検針日の計量時から当該月検針日の計量時までの期間とする。ただし、検針日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首から直後の検針日の前日までの期間、また直前の検針日から契約期間の期末までの期間の取扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(9) 料金制度

- ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制等、供給者が設定することができるものとする。
- イ 供給者が上記料金に割引制度を適用する場合については、割引制度を反映した金額で入札すること。
- ウ 供給者は、電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により電力料金単価を変更する必要が生じた場合は、その変動額に応じた料金の割引、及び割増（燃料費調整単価）を行うことができるものとする。
- エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。

(10) 力率（低圧契約のみ適用すること。）

- ア 供給者は、力率により料金の割引及び割増を行うことができるものとする。
- イ 供給者は、力率を加味した単価設定をすることができるものとする。
- ウ 力率割引及び割増を行う場合は、供給者が定める供給条件等の規定によるものとする。ただし、力率による料金割増については、一般電気事業者の定める範囲内ができるものとする。
- エ 入札価格の算定に当っては、契約期間における当該施設の力率は100%とする。

3 一般事項

(1) 注記事項

- ア 供給者は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督者と協議する。
- イ 供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。
- ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、その承諾を得る。
- エ 供給者は、本市が締結する別契約の関係業務について監督者の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。
- オ 供給者は当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、そのすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

(2) 連絡体制

- 供給者は当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後、監督員に提出すること。
- ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表

イ 当該契約担当者名、組織図及び連絡先

ウ 協議窓口の所在地

(3) 報告

供給者は計量装置の検針結果をその都度、監督員に書面等で報告する。また、当該契約にかかる不測の事態が発生した場合は早急に監督員に書面で報告し、その指示を受けて調整を行う。

なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

(4) 検査

ア 供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければならぬ。

イ 前項の規定により難い場合は、検査員の指示により、中間検査とすることが出来る。

(5) 資料の提供

ア 供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。

なお、資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。

イ 供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次毎の使用電力量等を書面等で監督員に提出すること。

なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

4 その他

(1) 設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、供給者及び託送者の3者によることとし、その決定については3者の合意によるものとする。

(2) 負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会社の作業に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

(3) 取引用計量装置

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置(計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む。)の設置、取替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は本市の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。ただし、設置場所は需要施設の施設内を無償で貸与する。また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。

(4) 送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要が生じた場合には、事前に監督員と充分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。また、電力会社設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備への送電停止の際には、供給者は速やかに監督員へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

(5) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員から供給者に確実に連絡がとれ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。また、災害等による送電停止時には、前述の体制で監督員、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力をすること。

(6) 協議窓口

当該契約期間中における本市と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 特記事項等

(1) 使用電力量の増減予定

当該契約期間内において、新規稼働予定であることから使用電力量は想定であり、増減することがある。

(2) 計画的な設備改修の予定

当該契約期間内において、大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源の供給の計画はない。ただし、災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合はこの限りではない。